

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>77,988</u>
			標準	<u>74,275</u>
		21人 ～ 40人	都市部	<u>156,625</u>
			標準	<u>149,167</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>261,122</u>
			標準	<u>248,688</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>367,479</u>
			標準	<u>349,980</u>
			都市部	<u>472,866</u>
			標準	<u>450,349</u>
			都市部	<u>578,091</u>
			標準	<u>550,563</u>
			都市部	<u>683,396</u>
			標準	<u>650,854</u>
		訓練事業等整備加算	都市部	<u>33,054</u>
			標準	<u>31,481</u>
		大規模訓練設備等整備加算	都市部	<u>108,861</u>
			標準	<u>103,678</u>
		短期入所整備加算	都市部	<u>8,970</u>
		標準	<u>8,543</u>	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>10,425</u>	
		標準	<u>9,929</u>	
	障害児相談支援整備加算	都市部	<u>7,450</u>	
		標準	<u>7,096</u>	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	<u>4,961</u>	
		標準	<u>4,725</u>	
	小規模グループケア整備加算	都市部	<u>16,000</u>	
		標準	<u>15,239</u>	
	避難スペース整備加算	都市部	<u>28,771</u>	
		標準	<u>27,401</u>	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>42,913</u>
			標準	<u>40,870</u>
		21人 ～ 40人	都市部	<u>86,394</u>
			標準	<u>82,280</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>144,259</u>
			標準	<u>137,390</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>202,690</u>
			標準	<u>193,039</u>
		都市部	<u>261,122</u>	
		標準	<u>248,688</u>	
		都市部	<u>318,827</u>	
		標準	<u>303,645</u>	
		都市部	<u>377,420</u>	
		標準	<u>359,448</u>	

訓練事業等整備加算	都市部	<u>33,054</u>
	標準	<u>31,480</u>
大規模訓練設備等整備加算	都市部	<u>108,861</u>
	標準	<u>103,678</u>
短期入所整備加算	都市部	<u>8,970</u>
	標準	<u>8,543</u>
発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>10,425</u>
	標準	<u>9,929</u>
障害児相談支援整備加算	都市部	<u>7,450</u>
	標準	<u>7,096</u>
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	<u>4,961</u>
	標準	<u>4,725</u>
避難スペース整備加算	都市部	<u>28,771</u>
	標準	<u>27,401</u>
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	<u>21,496</u>
	標準	<u>20,473</u>
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	<u>7,450</u>
	標準	<u>7,096</u>
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	<u>4,961</u>
	標準	<u>4,725</u>
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	<u>28,771</u>
	標準	<u>27,401</u>

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。